

V 政治資金関係申請・ 届出オンラインシステム

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金規正法に基づく各種の届出や収支報告を、インターネットから原則 24 時間 365 日どこからでも行えるシステムです。

なお、令和 9 年 1 月 1 日より、国会議員関係政治団体は、政治資金収支報告書の提出が義務化されます。

そのため、国会議員関係政治団体は、令和 8 年中に、【(2)利用申請の手続】を行ってください。

※オンライン提出には様々な準備が必要なことから、義務化に円滑に対応いただくため、義務付け前の令和 7 年分収支報告書からオンライン提出をご検討ください。

(1) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用することの主なメリット

- ① 平日でも休日でも、24 時間 365 日提出が可能となる。
- ② 窓口に行く必要がなくなり、移動時間や待ち時間がなくなる。
- ③ 窓口までの交通費、用紙代及び印刷代が不要となる。

(2) 利用申請の手続

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するためには、利用申請を行う必要があります。

申請方法には、インターネットを利用した電子申請【公的個人認証方式】（マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが必要です。）と、申請書による申請【ID・パスワード方式】（記載例 P91）があります。

申請方法の詳細は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ
[<https://kyoudou.soumu.go.jp/>] 政治資金 オンライン 検索 よりご確認ください。

なお、申請方法、申込者区分（代表者、会計責任者）に応じて、ご利用できる手続きが異なりますのでご注意ください。

国会議員関係政治団体は、収支報告書のオンライン提出が義務化されることから、まずは会計責任者の区分で申請をお願いいたします。

その上で、解散の予定がある団体においては、【代表者の区分での申請】と【公的個人認証方式が利用できるようマイナンバーカード及び IC カードリーダライタの準備】をお願いします。



「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページはこちら

【申請の違いによる利用可能な手続き一覧】

手続		公的個人認証方式		ID・パスワード方式	
		代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
政治団体設立届		○			
政治資金団体指定届		○		○	
政治資金団体指定取消届		○		○	
届出事項等の異動届		○		○	
政治団体解散届		○※1	○※1		
政治団体支部解散届		○※2		○※2	
資金管理団体指定届		○		○	
資金管理団体届出事項の異動届		○		○	
資金管理団体指定取消届		○		○	
資金管理団体でなくなった旨の届		○		○	
収支報告書	定期分		○		○
	解散分	○※1	○※1		

※1 代表者、会計責任者による連名での電子署名が必要となります。

※2 政治団体の本部は、支部が解散したときは支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨及びその年月日を届け出ることができます。

〈収支報告書の添付書類に係るオンラインでの提出について ※国会議員関係政治団体のみ〉

1 政治資金監査報告書

国会議員関係政治団体の会計責任者は、登録政治資金監査人から交付された政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出しなければなりません。

会計責任者がオンラインにより政治資金監査報告書を提出するためには、登録政治資金監査人から電子署名を付与した政治資金監査報告書（電子データ）の交付を受けることが必要です。

ただ、登録政治資金監査人が電子署名を付与することができないなどの理由により、政治資金監査報告書が書面により交付された場合には、会計責任者は、郵送等により提出をお願いします。（書面をスキャンしてオンラインで提出することはできません。）

2 確認書（令和8年分収支報告書から）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、代表者から交付された確認書を収支報告書に併せて提出しなければなりません。（詳細は、P17 参照）

会計責任者がオンラインにより確認書を提出するためには、代表者から電子署名を付与した確認書（電子データ）の交付を受けることが必要です。

ただ、代表者が電子署名を付与することができないなどの理由により、確認書が書面により交付された場合には、会計責任者は、郵送等により提出をお願いします。（書面をスキャンしてオンラインで提出することはできません。）

	政治団体 ID	
	外字置き換え候補	☐ 希望する ☐ 希望しない

※行政機関記入欄

受付印	政治資金関係申請・届出オンラインシステム 新規利用者登録申込書

令和〇年 1 月 10 日

総務省 殿

茨城県 選挙管理委員会 殿

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」について、利用規約に同意した上で新規利用者登録を申し込みます。

申込者 (下記政治団体の代表者又は会計責任者)	ふりがな	お つ の		じ ろ う		
	氏名	乙 野		次 郎		
	住所	(〒 310 - 0011)				
		茨城	☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☒ 県	水戸	☒ 市 ☐ 区 ☐ 町 ☐ 村	
		三の丸 1 〇〇				
	電話番号	029-000-0000				
	生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 ☐ 令和				
	メールアドレス (ユーザ ID)	×××@△△△.com				
本人確認書類	☒ 運転免許証 ☐ 日本国旅券 ☐ マイナンバーカード ☐ 官公庁が発行した身分証明書 ☐ 住民票の写し(原本) ☐ 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 ☐ その他()					
申請者区分 (代理人が申請する場合は委任状が必要)	☒ 本人 ☐ 代理人 代理人氏名 _____ ※ 郵送の場合は代理人申請不可					
政治団体	ふりがな	こ う の た ろ う こ う え ん か い				
	名称	甲野太郎後援会				
	主たる事務所の所在地	(〒 310 - 0011)				
		茨城	☐ 都 ☐ 道 ☐ 府 ☒ 県	水戸	☒ 市 ☐ 区 ☐ 町 ☐ 村	
		三の丸 2 〇〇				
	主たる活動区域	☒ 一つの都道府県区域で活動 ☐ 二以上の都道府県にまたがって活動				
申込者区分	☐ 代表者 ☒ 会計責任者 注) 収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みとなります(代表者兼任でも可)。		解散団体 (既に解散している政治団体の場合にチェック)	☐		
初期パスワード通知書の郵送先 (主たる事務所の所在地への郵送を希望する場合にチェック)			☐ ※ チェックがない場合は申込者の住所に郵送されます。			

- 【注意事項】
- 政治団体の届出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会へ直接又は郵送によりお申し込みください。
 - 申込者区分(代表者・会計責任者)によりご利用いただける手続きが異なります。収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みが必要です(代表者と兼任でも可能)。
 - 申込者の氏名、住所及び生年月日は、政治団体に係る届出及び本人確認書類の氏名、住所及び生年月日と一致している必要があります。
 - 郵送で申し込みいただく場合は、利用者(申込者)の本人確認書類を添付してください。なお、本人確認書類に係る個人情報、本利用申し込みの審査以外の目的では使用いたしません。
 - 外字置き換えの候補を希望する場合は、申請メールアドレスあてに、後日ヘルプデスクから置き換え漢字の候補が送付されます。